



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料  
相続財産の認定～預け金返還請求権の存否～

資産家の中には、長い年月をかけて、その財産を相続人に移転することがあります。今回は、被相続人が、相続人名義で管理運用していた資金につき、預け金返還請求権として相続財産に当たるか否かが争われた事例をご紹介します。（平成30年8月22日公表裁決・全部取消し・TAINSコード：J 112-4-06）

<http://www.kfs.go.jp/service/JP/112/06/index.html>

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

平成26年12月に死亡した被相続人は、その長男である請求人D名義の預金口座（本件預金口座）に、昭和62年6月から平成4年7月までの間に約5,000万円を入金し、また、請求人D名義で昭和62年8月までに、S社の株式を約500万円で購入しました。

この事案は、審査請求人らが、原処分庁から、本件資金（5,500万円）に相当する預け金返還請求権が相続財産であるなどとして、相続税の更正処分等を受けたため、本件資金は被相続人から請求人Dに過去に贈与されたものであるから相続財産には当たらないとして、その取消しを求めて争われたものです。

<審判所の判断>

不服審判所では、預け金返還請求権は相続財産に当たらないとして更正処分等を取り消しました。

1. 資産の帰属の判断基準

資産の帰属を認定するに当たっては、その名義が重要となることはもちろんあるが、他人名義で資産の取得をすることも特に親族間においてはみられることからすれば、その取得の原資を出捐したのは誰か、その資産の取得を意思決定し、実際に手続を行ったのは誰であるか、その管理運用を行っていたのは誰であるか等や、その名義と実際に管理運用している者との関係を総合考慮して判断するのが相当である。

2. 本件資金の管理運用等の状況

平成18年に請求人Dがe市勤務となり、被相続人の自宅の隣に建築した建物（本件自宅）に居住し、本件預金口座の預金通帳及び届出印を本件自宅で自ら管理するようになるまでの間は、本件資金について、被相続人が管理運用していたものと認めるのが相当である。

3. 本件資金の原資及びその化体財産の帰属

本件資金の原資は、被相続人に帰属する財産であったと認められ、本件資金の管理運用は被相続人が行っていたものと認められることから、本件資金の運用から生じた化体財産は、その化体財産が生じた時点では、被相続人に帰属していたものと認められる。

しかしながら、その後、化体財産は相続開始日現在において請求人Dに帰属している。そして、①被相続人が平成17年に請求人Dに対して本件自宅の建築資金として700万円を贈与していること、②請求人Dが本件自宅を建築する際、化体財産の一部である貯金がその建築資金に充てられていること、③請求人Dが本件自宅に居住するようになった平成18年以降、本件預金口座の預金通帳及び届出印を請求人Dが自身で管理するようになったこと及び④請求人Dの資産管理会社の配当金に係る所得税等の申告状況などを総合的に考慮すれば、化体財産の帰属は、平成18年頃に、贈与により請求人Dに移転したものとみるのが相当である。

4. 本件資金相当額の預け金返還請求権の存否等

本件資金及び本件資金の原資の管理運用は、被相続人が行っていたものであり、そうであれば、本件資金を本件預金口座に入金したり、その後、請求人D名義の上場株式の購入資金に充てたりしたことは、ファミリー財産の管理運用の一環として、請求人Dの名義で被相続人が実質的に行っていたものと認められること、平成18年頃にその化体財産は被相続人から請求人Dに贈与されていたことからすれば、そもそも本件資金相当額の預け金返還請求権は存在はおろか発生していたとすらいえない。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁決例について詳細（全文・A4判9頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。